

令和7年2月実施

財政援助団体等監査結果報告書  
(補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

# 令和6年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

## 1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団体名	補助金	所管部課
特定非営利活動法人 陸前高田市学童保育協会	放課後児童健全育成事業費補助金 82,770,558円	福祉部子ども 未来課

## 2 監査を執行した監査委員

千葉徳次 監査委員（識見） 木村 聡 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和5年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

## 4 監査の期間

令和7年1月27日～令和7年2月12日

概要説明日 令和7年2月13日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和5年度予算書及び決算書
- (3) 当該補助金に係る交付要綱等
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人陸前高田市学童保育協会

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

この法人は、保育が必要な小学校児童に対して、豊かで安全な生活の場を築くための事業を行い、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる環境を整え、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的に設立されたものである。

イ 補助金の交付

令和5年度放課後児童健全育成事業費補助金については、令和5年4月1日に補助金交付申請が提出され、同日付で補助金交付決定を受けている。

令和5年度の補助金額は 82,770,558 円であり、各放課後児童クラブの安定運営を図るため交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和5年4月12日に 49,618,000 円、令和6年1月24日に 24,315,000 円が請求され、それぞれ令和5年4月19日、令和6年2月2日に指定口座に振り込まれている。また、令和6年4月26日には精算払として 1,000,000 円、令和6年5月7日には 7,837,558 円が請求され、それぞれ5月8日、5月15日又は5月17日に指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、放課後児童健全育成事業費のために必要な事業費（飲食物費を除く。）に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和5年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
放課後児童クラブの安定運営を図り、放課後や週末等に児童が安心して生活できる場を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成の支援に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の健康管理、安全確保、情緒の安定</li><li>・遊びの活動への意欲と態度の形成</li><li>・遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上</li><li>・児童の遊びの活動状況の把握と家族への連絡</li><li>・家庭や地域での遊びの環境作りへの支援</li></ul>	99,311,252

## (3) 収支状況

令和5年度の収支状況は次のとおりである。

## 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	56,134,800	82,770,558	26,635,758
入 所 料	330,000	165,000	△165,000
保 育 料	14,163,400	18,355,284	4,191,884
食 費 収 入	6,514,000	0	△6,514,000
諸 収 入	550,000	233,578	△316,422
予 備 費	0	2,430,258	2,430,258
寄 付 金	2,800,000	0	△2,800,000
自 己 資 金	0	52,502	52,502
計	80,492,200	104,007,180	23,514,980

## 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
職 員 給 与	26,404,000	33,240,970	6,836,970
非常勤職員給与	23,668,000	24,935,724	1,267,724
賞 与	8,400,000	16,469,251	8,069,251
法定福利費	5,320,000	7,489,660	2,169,660
医 薬 品 費	14,000	3,048	△10,952
保 健 衛 生 費	950,000	304,693	△645,307
教 養 娯 楽 費	492,000	350,206	△141,794
保 育 材 料 費	327,000	228,653	△98,347
水 道 光 熱 費	250,000	256,005	6,005
燃 料 費	30,000	177,227	147,227
消耗器具備品費	1,854,000	2,054,284	200,284
備 品 費	970,000	1,023,432	53,432
消 耗 品 費	30,000	29,070	△930
保 険 料	638,240	638,240	0
賃 貸 料	136,300	400	△135,900
お や つ 費	6,514,000	4,695,928	△1,818,072
福 利 厚 生 費	460,000	1,244,682	784,682
旅 費 交 通 費	150,000	38,940	△111,060
研 修 研 究 費	300,000	634,510	334,510

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
修 繕 費	190,000	581,909	391,909
諸 会 費	328,800	261,500	△67,300
通 信 費	990,000	1,336,111	346,111
雑 支 出	876,900	988,427	111,527
予 備 費	1,198,960	7,024,310	5,825,350
計	80,492,200	104,007,180	23,514,980

(4) 監査の所見

令和5年度における放課後児童健全育成事業費補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められたが、一部の書類において不備が見受けられたことから、担当課と連携を図り提出書類について各種規定に沿ったものとなっているか十分に精査し、適正に事務執行されるよう改善されたい。

なお、補助事業により取得した財産については、管理のための帳簿等を整備するなど、適切な事務処理に努められたい。

# 令和6年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

## 1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田高等職業訓練校	職業訓練法人陸前高田職業訓練協会	地域振興部商政課

## 2 監査を執行した監査委員

千葉徳次 監査委員（識見） 木村 聡 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和5年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

## 4 監査の期間

令和7年1月27日～令和7年2月13日

概要説明日 令和7年2月14日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田高等職業訓練校

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設の目的と運営方針

認定職業訓練については、普通課程（長期訓練）のほか短期課程の訓練も実施し、在職者の資質向上に資するとともに、労働安全衛生法に基づく特別教育・安全教育を事業主の代わりにを行い、事業所及び在職者の安全衛生に資することを目的としている。

運営にあたっては、理事会の部会体制を維持し、施設の有効活用に向け事業推進を図ることを目指している。

イ 施設の概要

(7) 所在地

陸前高田市高田町字馬場前304番地9

(4) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
延床面積	陸前高田高等職業訓練校	219.53

(7) 開設年月日 令和3年4月1日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとし、令和3年3月3日に職業訓練法人陸前高田職業訓練協会と「陸前高田高等職業訓練校の管理に関する基本協定」を締結している。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(7) 統括責任者

職業訓練法人陸前高田職業訓練協会 会長 金 野 秀

(4) 職員の配置

事務局長（常勤）1名、主事（常勤）1名 計2名

イ 利用状況

令和5年度 月別利用件数及び月別利用料金

月	利用件数（件）	利用料金（円）	月	利用件数（件）	利用料金（円）
4月	3	0	9月	10	0
5月	14	0	10月	7	0
6月	9	0	11月	9	0
7月	11	3,000	12月	12	0
8月	7	0	1月	6	0

月	利用件数（件）	利用料金（円）	月	利用件数（件）	利用料金（円）
2月	11	5,500	3月	13	5,800
			合計	112	14,300

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田高等職業訓練校条例及び陸前高田高等職業訓練校の管理に関する基本協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

職業訓練業務の充実を図るため、訓練業務に従事する講師等を会員の事業所から派遣を求めるとともに、訓練内容についてのニーズ調査を実施し円滑な業務運営と利用促進に努めている。

自主事業については、市内の子育て支援施設と連携し、小学校低学年以下の児童を対象とした「親子木工体験」の開催のほか、労働保険事務や木工製品の受注販売に取り組んでいる。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

認定職業訓練に係る経費については、県補助金や国の助成金の活用など財源の確保に努められていると認識しているところである。

引き続き、施設の適正な管理運営に努められるとともに、技能者の職業能力の開発及び技能の開発を行い、地域の発展及び雇用の安定を図ることを期待するものである。